

# 令和元年度（令和2年4月1日採用） 東松島市職員採用試験（学芸員） 受験案内

## 1. 試験区分等

試験区分	職 種	採用予定人員	職 務 内 容
上 級	学芸員 (埋蔵文化財)	1人程度	埋蔵文化財の発掘調査及び報告書作成業務等

※ 採用予定人員については、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

## 2. 受験資格

(1) の受験資格を有し、(2) の欠格事項のいずれにも該当しない方であれば受験できます。

(1)

試験区分	職 種	受 験 資 格
上 級	学芸員 (埋蔵文化財)	昭和55年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者で、次の①から④まですべてに該当する者 ①4年制大学若しくは大学院で考古学を専攻し、卒業・修了（令和2年3月31日までに卒業又は修了見込みの者を含む。）した者 ②博物館法第5条第1項の規定による学芸員資格を有する者又は令和2年3月31日までに取得見込みの者 ③埋蔵文化財発掘調査及び報告書作成（執筆）の実務経験等がある者 ④普通自動車運転免許証取得者

(2) 欠格事項

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3. 試験の方法

試験について、第1次試験、第2次試験とします。第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

試 験	方 法
書類選考	応募資格の有無、職歴等について書類選考を行います。

(2) 第2次試験

試 験	方 法
人 物 試 験	公務員としての適格性について人物面からの試験を行います（個別面接）。
作 文 試 験 (45分)	文章による表現力、内容構成等の能力について作文による筆記試験を行います。
専門試験 (標本実測) (60分)	埋蔵文化財発掘調査を担当する技術職員として必要な遺物の実測について実技試験を行います。 ※ 実測に必要な用具、例えばコンパス、ディバイダー、マーコ、キャリパー、三角定規、直定規等通常使用しているものを必ず持参してください。
専門試験 (筆記試験) (30分)	本市の埋蔵文化財発掘調査を担当する技術職員として必要な専門的知識等について試験を行います。

4. 試験日及び場所

区 分	第1次試験	第2次試験
日 時	-	令和元年8月27日（火） 場所：東松島市役所本庁舎内

5. 合格者の発表.

- (1) 第1次試験合格者の発表は、令和元年8月22日（木）に市役所掲示板に受験番号を掲示するほか受験者全員に合否を通知します。
- (2) 第2次試験合格者の発表は、令和元年9月12日（木）に市役所掲示板に受験番号を掲示するほか受験者全員に合否を通知します。

※発表の日時は現時点での予定であり、変更となる場合があります。

6. 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、任用候補者名簿に登録され、そのうちから採用者が決定されます。  
したがって、最終合格者全員が採用されるとは限りませんので注意してください。
- (2) 採用は「令和2年4月1日」の予定です。
- (3) 受験資格がないことや受験申込書記載事項に不正があることが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (4) 必要な資格・免許等が採用時までに取り得られない場合には採用されません。

## 7. 給与

(1) 新卒者の初任給は、おおむね次のとおりです。

試験区分	職種	初任給 (現行額)
上 級	学芸員	180,700円

(初任給は経歴によって、一定の基準により加算されます。)

(2) (1) のほか、給与条例の規定に従い、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

## 8. 受験手続き及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は東松島市役所に請求してください。

なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験（学芸員）申込用紙請求」と朱書きし、宛先を明記のうえ、切手を貼った返信用封筒（A4サイズが入る大きさ）を必ず同封してください。

(2) 受験申込先

所定の申込書に必要事項を漏れなく記入のうえ、下記まで提出してください。

〒981-0503 東松島市矢本字上河戸36-1

東松島市役所 総務部総務課人事班

(3) 受付期間

令和元年8月1日（木）から令和元年8月16日（金）

申込受付は、平日の午前8時30分から午後5時までです。

郵便の場合は令和元年8月16日(金)午後5時まで必着とします。

(特定記録郵便等の確実な方法によってください。)

(4) 受験申込の際の提出書類等

ア 申込書 1部

イ 履歴書（任意様式可） 1部

ウ 職務経歴書（任意様式可） 1部

エ 執筆した報告書及び論文のリスト（任意様式可） 1部

※ 郵便申込の場合は、申込者の宛先を明記し切手を貼った返信用封筒（長3封筒）を必ず同封してください。

※ インターネットや電話での申込みはできません。

※ 申込書、履歴書には、申込前6か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向、縦4.5cm、横3.5cmの写真在所定の位置に貼ってください。（貼付3箇所、写真のない場合は受付できません。）

## 9. 試験結果の開示について

試験結果については、東松島市個人情報保護条例（平成17年東松島市条例第10号）に基づき、次のとおり開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ、下表の開示場所に直接お越しください。なお、電話やはがき等による開示の請求はできません。

試験	開示請求できる者	内容	開示期間等	開示場所
第1次試験	第1次不合格者	総合順位及び総合得点	合格発表の日から1月間 午前9時から午後5時まで	東松島市総務部総務課
第2次試験	第2次不合格者 採用未内定者			

## 10. その他

- (1) 申込みを受理された受験申込者には受験票を交付します。

郵送申込みの方で、試験日の1週間前までに受験票が届かない場合は至急下記まで連絡ください。

- (2) この試験についての問い合わせは、東松島市役所総務部総務課人事班（電話0225-82-1111：内線1216）で回答します。